

お気軽にご相談ください

# 民生委員・児童委員

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。民生委員・児童委員は、日常生活で困ったことや、心配ごとなどの相談に応じ、行政や関係機関とのパイプ役を果たすなど地域の頼れる存在です。より多くの方に知ってもらうために民生委員・児童委員の制度や活動内容について紹介します。

問 社会福祉課 ☎316

## 民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法によって定められ、厚生労働大臣に委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。児童福祉法に基づき「児童委員」を兼ねて活動しています。市内では、3地区の民生委員・児童委員協議会に分かれ、現在17人の委員が活動しています。

## 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員の本質は、信頼関係を基礎に成立する、地域福祉を担う「行政委嘱ボランティア」と呼ばれるものです。

## 民生委員活動の一例



高齢者などのお住まいを訪問するなどして見守りをします。

いつもと様子が違って元気がないな、心配だな。



気になることがあったら、市役所などの関係機関に連絡します。



民生委員・児童委員は、問題解決の専門家ではありませんが、地域の皆さんと同じ立場で相談を受け、問題解決に向けて適切な機関へつなぐ重要な地域のパイプ役として働いています。

安心・安全に生活できる地域を目指し、近年増加している一人暮らし高齢者の見守りや児童への声かけなど、地域に根ざした活動を行っています。

## 相談したいとき

民生委員には、住所により担当地区が定められていますので、社会福祉課へお問い合わせください。

## 身近な民生委員へご相談を!



八潮市八条地区民生委員・児童委員協議会  
会長 大久保 誠さん

また、民生委員は守秘義務があります。相談内容などが他に漏れることはありません。

ので、安心して、気軽にご相談ください。

## 活動状況について教えてください。

一人暮らし高齢者の見守りや、地域の皆さんの悩みについて相談を受けています。児童虐待、青少年問題などさまざまなことに対して必要な支援が受けられるよう関係機関との連絡調整を行っています。

また、ふれあいサロンや、やしお市民まつり、高齢者と障がい者のスポーツの祭典などにも積極的に参加しています。

●活動を振り返って印象に残っている出来事がありますか。

私が見守りをしている方が、夜間、外出をした時、ご自宅がわからなくなり帰れなくなりました。警察に保護されご自宅に送ってもらったものの、家の鍵をどこへしまったか忘れて

## 活動時に心がけていること

見守りなどの活動時に、相手の方に対し常に優しく、思いやりを持ってお声がけすることを心がけています。

また、普段の何気ない会話から、火の取り扱いや詐欺被害の防止まで分かりやすくお伝えするようにしています。

●市民の皆さんにメッセージをお願いします。

地域の民生委員として、高齢者や障がいのある方、子どもたちなどに関わらず、皆さんが不安や困ったことがあったとき、ご相談していただければお手伝いできることがたくさんあります。

私たちは、町会や市役所、社会福祉協議会などと連携して活動をしています。さらに多くの地域の皆さんのご協力もいただきながら、活動を充実していきたいと思えます。

# 八潮らしい街並み景観形成支援補助制度について

50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、やしお家づくりデザインマナーブックに基づいた住宅を建築する方に、費用の一部を補助します。

問 都市計画課 ☎346

## 対象住宅

申込資格を満たす方で、「家づくり補助基準」に基づき、新築工事を行う個人住宅

## 対象地域

用途地域が、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域

## 対象工事

○「家づくり補助基準」に適合(全20項目)  
○一定の居住機能(玄関、台所、便所、浴槽)が完備  
○敷地面積が100平方メートル以上かつ500平方メートル未満  
○請負金額が1000万円以上(消費税を除く)の工事(ただし、カーポート、物置倉庫などの費用は除く)

## 補助金額・補助件数

100万円(1件分)  
※対象工事が決定次第締め切り

## 申し込み資格

○申込日現在、市に1年以上住所を有し、市税を滞納していない方または市内の土地区画整理事業で公売中の保留地を購入した方

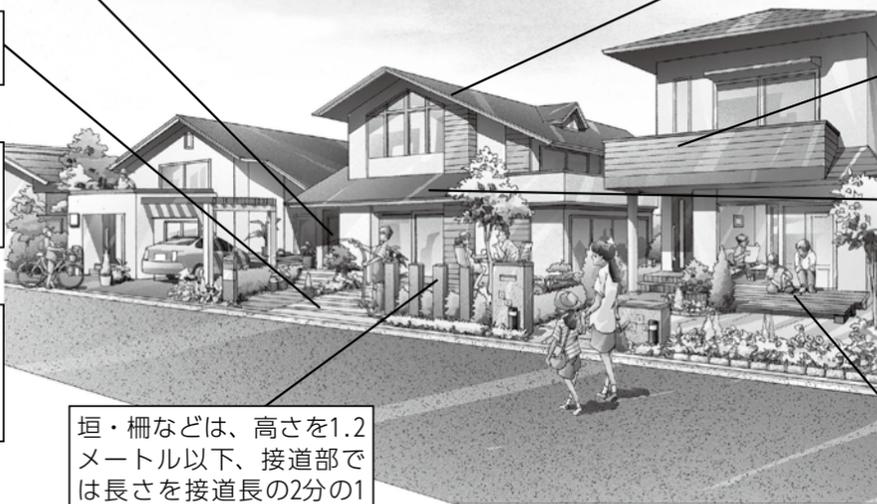
## 補助金の交付決定前に、工事を着手してはいけない方

○工事完了後に一定期間、住宅を公開できる方など

## 申込方法

12月7日までに、所定の申請用紙(都市計画課または市ホームページで入手)などを

## ◆家づくり補助基準の主な具体例



玄関には、庇や軒下の空間を設け、鉢植えなどを配置する。

舗装材の素材などに配慮する。

通りから見える箇所には、中高木を植える。

屋外設備(室外機)などを通りから見えにくい箇所に設置する。

垣・柵などは、高さを1.2メートル以下、接道部では長さを接道長の2分の1以下とする。

屋根は、街並みの連続性を感じさせる切妻や器棟などの傾斜屋根とする。

道路に面した外壁には見附面積の20パーセント以上に自然素材を用いる。

住宅のアクセントとして、道路に面した1階部分に軒先または庇を設ける。

縁側やテラスなどを設置する。

都市計画課窓口へ(郵送不可) 格など、詳しくは都市計画課へお問い合わせください。